

社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援

【施策の概要】【地方財政措置】

- 自治体は、指定避難所における避難者の良好な生活環境の確保に努めることが求められる。
- 社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所における避難者の生活環境改善に係る施設整備に対して、**自治体が支出する補助金を、令和5年度から新たに緊急防災・減災事業債の対象とし、取組を支援する。**

【事業イメージ】



空調整備



トイレ



授乳室



Wi-Fi

<【新規】緊急防災・減災事業債の活用>

自治体が支出する
補助金に充当
(充当率 100%)

(交付税算入率 70%)

社会福祉法人・学校法人負担

(対象事業)

トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室、避難者のための居室や備蓄倉庫の改造・改築等、固定式間仕切り、感染防止用備蓄倉庫等の整備

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善の取組への支援について、緊急防災・減災事業債が活用可能であるので、関係部局及び関係団体が連携し、取組を進めていただきたい。
- 関係部局及び関係団体が連携し、民間施設も含めた指定避難所の一層の指定に取り組まれない。